

## 今回のテーマ：賞与の基準が違う！？

Q. 当社には、無期雇用フルタイムで働く正社員と準社員がいます。正社員と準社員では、仕事の内容や責任範囲が違うのもあり、賞与の支給基準が違います。いわゆる、同一労働同一賃金を考える上で、そのことは問題にならないのでしょうか？

A. まず、結論から言うと、ご相談内容である正社員と準社員間の労働条件の差異は、法的に問題がないといえます。

厚生労働省の「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」におけるQ&Aに、「Q2 総合職、限定正社員などの異なる正社員間の待遇差はこの法律の対象になりますか？」というものがあります。その回答は、「パート有期法の保護対象となる労働者は、パートタイム労働者・有期雇用労働者です。したがって、パートタイム労働者・有期雇用労働者ではない、総合職、限定正社員などの異なる正社員（無期雇用フルタイム労働者）間の待遇差については、この法律の対象ではありません。」とあります。

ただ、正社員と準社員間で仕事の責任範囲が違うというものの、責任範囲があまり変わらないなどの現実があるなら、感情的にはしこりが残ると思います。準社員に不満があると、実務上は労務管理の上で問題になることがあるでしょうから労働条件の差異に関しては慎重に吟味する必要があると思います。

## 正社員と準社員の仕事の責任範囲を明確にする！

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問  
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和  
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205  
湖東ビル 2階 2-2号室  
TEL 077-518-1960  
FAX 077-586-7481  
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp  
HP <http://www.office-kojitani.com/>



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

### 執筆者プロフィール

滋賀県内外約500社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

**労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！**